

準備会への意見(その1)

2025年2月15日 岡本仁宏

会議の場では時間がとても足りませんので、文書によって意見を出させていただきます。

なお、別添の資料が、3通あります。また、19日用の事前配布資料の内容が完全に反映されていない場合があります。

番号	内容	箇所	キーワード	意見	その他
1	運営		日程	全体として審議日程があまりに少なすぎて十分な議論ができない。日程を追加するようお願いしたい。2026(令和8)年度施行の前提は理解するが、あまりの拙速では適切な下位法令等は作れない。	
2	総論	3-2-1-2 頁等	私的自治	<p>公益法人ガイドラインにおける下記の原則と同様の規範(法人自治ではなく私有財産権、契約自由や私的自治ではあるが)を踏襲していただきたい。</p> <p>参考:公益法人ガイドライン「○ 公益行政は、公益法人が自主的・自律的に構築したガバナンスの下で、コンプライアンスを確保し、適切に業務運営を行うことを前提に、寄附者等の意思、法人の伝統や創意工夫、自律的な判断など法人の自治を最大限に尊重して行う。審査や監督は、法律に従い、プリンシプルベースで行うことを原則とし、行政庁・合議制機関において法人が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは、厳に慎む。」8頁</p> <p>3-2-2頁の「基本的な考え方」の表現 「他方で、公益法人の公益認定制度は、一般法人の存在を前提に公益認定を与える制度であることに対し、公益信託における公益信託認可の制度は、契約や遺言に関して、その効力要件として私法上の効力にも影響を与える認可制度が採用されている。例えば、公益法人においては、法令に詳細に定められたガバナンスの下、定款自治((法人が自ら定めた定款に沿って、自主的に運営をすること))が尊重されるという前提であるのに対し、公益信託では、公益事務の性格や受託者に応じて柔軟にガバナンスを信託行為に定めた上で、公益信託認可を受けた後は、受託者は、契約の拘束力(信託行為に従って事務を実施。信託行為の変更には、私法上の効力も含めて、原則として公益信託認可を要する)の下で信託事務を実施することが想定されるなどの差異も存する。」 ➡公益法人における定款自治に対する、信託における私有財産権や契約自由に基づく自治・自由の尊重の表現が不十分ではないか。</p>	
3			公益法人規制との比較 規模別規制	<p>公益法人の規制を参考にすることは当然であるが、ボトムラインとしては、より緩和された規制を基本とし、規模が大きい場合には、それにふさわしい上乘せの基準を適用すべきである。</p> <p>多様性にふさわしい規制が望ましいが、最低限規模別規制を導入し、さらに信託財産種別(金銭のみかそれ以外の財産か)、業態別(助成型か事業型か否か)、責任範囲別(限定責任信託か否か)などを導入することが妥当である。</p> <p>公益法人よりも強い規制を行う場合には、根拠が必要である。そうでないと、簡便な仕組みで設定できるという公益信託の存在意義がなくなる。</p> <p>むしろ、一般的に公益法人よりも規模小さいことが想定されるのであれば、小さい財産規模、小さい運営資源(事務局体制等を含む)でも可能なように、原則として公益法人よりも規制の緩和がなされるべきである。理事会や社員総会・評議員会がないという点でのガバナンスの弱さを指摘することはできるが、だから規制を単純に強くするというのであれば、メリットを殺すことになる。</p> <p>なお、規模別の事例として公益法人における区分について作成した表を別添でつけるので、参考にしていただきたい(「公益認定法、同施行令及びガイドラインにおける規模別公益法人」大阪府公益認定等委員会提出資料 2017年9月12日提出)。た</p>	別添資料あり

だし、「費用及び損失の額又は収益の額が1億円」「収益の部の額が千億円」等の基準は、相対的に小さい公益信託に合わせていくべきと思われる。

表15 信託財産規模別信託数

信託財産の規模	信託数	構成比	1千万円未満	構成比	総数構成比	1千万円以上5千万円未満	構成比	5千万円以上1億円未満	構成比	1億円以上5億円	構成比	5億円以上	構成比	信託財産合計金額(千円)	信託財産平均金額(千円)
国所管	131	30.2%	15	11.5%	3.5%	44	33.60%	27	20.60%	37	28.20%	8	6.10%	22,451,871	171,388
都道府県所管	303	69.8%	60	19.8%	13.8%	115	38.00%	64	21.10%	51	16.80%	13	4.30%	36,523,770	120,540
知事	104	24.0%	13	12.5%	3.0%	32	30.80%	26	25.00%	23	22.10%	10	9.60%	18,520,304	178,080
教委	203	46.8%	48	23.6%	11.1%	83	40.90%	39	19.20%	30	14.80%	3	1.50%	18,549,579	91,377
合計	434	100.0%	75	17.3%	17.3%	159	36.60%	91	21.00%	88	20.30%	21	4.80%	58,975,641	135,889

(注1) 共管重複分を除く実数。

(注2) 令和元年度に許可された国所管の1信託を除く。

『公益信託現況調査結果』令和2年7月7日総務省大臣官房総務課管理室 より岡本が比率計算

全体の17.3%を1千万円未満が占める。都道府県では、19.8%、約2割を占める。

信託業法の適用除外

公益信託の引受は信託業法の適用除外とするべきである。

この点は、本研究会の職掌事項ではないので、参考意見として述べておく。

多くのNPOが複数の公益信託の受託者になる可能性があるが、その場合、「営業」であるとされる可能性がある。特に、コミュニティ財団など支援型の非営利組織の場合、マンション型財団である場合も多く、その場合には、一定の数の公益信託の受託者になる可能性がある。また、数だけでなく、意識的に事業として行う可能性もある。しかし、事業として行う場合であっても、少なくとも、信託報酬自体が受託法人の公益目的事業(あるいは特定非営利活動)に使われる場合には、信託業法の適用除外とすることが必要である。

信託会社は免許制(業法3条)ただし、管理型信託会社は登録制(業法7条)。いずれも厳しい監督を受ける。信託業のほかの法定他業および兼業業務規制(信託業法21条)も受けるがNPO受託者などには不適切である。

なお、特定大学技術移転事業に係る信託(業法52条)は3条の適用を受けないなど、公益性が高いと認められた事例について適用除外の前例は存在する。

ただし、反復継続的に「信託の引受け」をする場合で、受託目的が営利である場合には、信託業法適用ではなく一定の規制強化を行う可能性を排除するわけではない。

なお、逆に信託業法の規制を、公益信託法下位法令で参考することには(今回も行われているが)厳に慎重であっていただきたい。信託業法の対象とする事業者と、一般の受託者とは多くの場合非常に異なっているからである。

添付書類等について、「誓約書」「添付書類」「承諾書」など、書面提出を極力なくし、オンラインチェックにするべき。「書類」、「書面」ではなく、その内容の確認をオンラインで求め、虚偽があれば認可取消しを含め対応を取る事後規制化を行うべき。

(いい加減書類を減らませんか?)

参考:「構造改革のためのデジタル原則」

原則①デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。

国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的な対応を進めること。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において閣議決定(令和3年12月24日)から https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cf420f7c-43ba-4254-859b-63beabaf30fd/b70666c6/20230314_meeting_administrative-research_outline_01.pdf

別表に「前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動」を政令で定める。

公益認定制度が一定の社会的認知を得ているのに対し、公益信託制度は十分に社会的に認知されているとはいいがたく、また民間公益法人の利用も十分に進んでいない。このような観点からは、公益信託制度の普及・啓発や、公益信託制度を活用した

		別表 (第二 関係) 第二十 三 号		いと考える多様な個人・団体に対する中間支援的な役割が求められる。このため、公益信託法の政令については、特定非営利活動法人法の活動範囲として定められている「前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動」を政令で定める。(公益認定法でも公法協など中間支援団体の設立は可能ではあるが、解釈上若干の距離がある。より明確化すべきだろう。)	
7		施行 令第 1条 資料 2-1 P.5 3 別表 (第二 関係) 第二十 三 号	別表・ 政令指 定(条 例指 定)	別表に「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動」を政令で定める。 公益信託法の活用の可能性として、現在の日本が直面する最大の社会課題である地方創生が考えられるが、その際には、地域の実情に応じた柔軟な制度設計が必要である。特に公益法人よりも規模が小さいと想定される公益信託では地方独自のきめ細かさも重要である。このような観点から特定非営利活動法人法の活動範囲として定められている「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動」を政令で定めるべきである。	
8	信託 行為	A	信託行 為に定 める事 項		
9		A-3 区域	区域	都道府県の区域以上に限定した記載を要件にする必要はない。7条2項3号は「都道府県の区域」であるが、都道府県のない区域の指定は申請項目にはなく、添付書類において公益事務の内容を記載する際に必要な場合には地域限定性を書くようにすべき。	
10		A-5	信託財 産の受 入れ、 運用、 支出そ 他の信 託財 産に関 する事 項	信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(第5号)について、「信託行為において明らかにすべき重要な事項」とされている。運用方法については、財産の多様性に応じて、非常に多様性がありかつ機動的な運用が必要とされる場合もあり得る。 基本的に、「信託財産の運用方法」等の記載を求めることは8条7号該当性の確認の範囲でよい。8条7号「投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの」。公益法人の財産運用についての規制と同水準でない根拠がない。	
11		A-5	信託財 産の受 入れ、 運用、 支出そ 他の信 託財 産に関 する事 項	運用方法について、収益事業ができないこととの関連において、どのような制限があるかが不明確である(ガイドラインで明確化するのか)。何が書かれるべきかは、どのように規制されるかと相関せざるを得ない。規制がないのであれば、書かせる必要はない。 現実的には、信託財産たる動産、不動産、無体財産権から得られる運用収益は事業収益ではないことの確認が必要である。例えば下記は、 例えば、不動産の証券化による運用。 例えば、不動産の再信託による運用。 例えば、もともとの信託財産が賃貸料収入が得られる財産であった場合(賃貸者のいる不動産物件等)にそのまま維持する形での運用。 例えば、知的財産権(例えば漫画の著作権)の公益信託事務とは直接関係ない運用(著作権の信託による運用を含む)。	
12		A-6	存続期 間	任意的記載事項(存続期間を想定している場合でも、定めることは必須ではない。寄附や追加信託の可能性を幅広く考えようとするれば、存続期間を書き、変更認が必要になることは避けたいと考えても不思議ではない。事業をする中で可能性が見えてくる場合が普通。) 説明文(8頁)「一般に永続性を前提とする公益法人とは異なり、存続期間について信託行為に応じて有期のものとして設定されることも奨励される」とあるが、公益法人	

			でも使い切り財団など時限は可能であり、かつ当然公益信託でも時限のないものも可能であって、公益信託において「奨励される」かは定かではない。
13	A-7	受託者の職務	受託者の職務は全体としては、公益信託事務の遂行である。公益法人の場合に、法人の業務の記述を具体的に求めることはない。事業内容の記述は必要であるが、業務の説明はそれに付属する。ただし、「信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合」(信託法80条4号)「別段の定め」(信託法80条6号)など、受託者が複数の場合でかつ受託者の職務・権限について異なる内容がある場合には、信託行為か、あるいは受託者に関する登記事項として明らかにすべきだろう。
14	A-8	代表受託者	代表受託者記載は必要ではない。 受託者に対する「意思表示や通知」にとって「迂遠」とであるとされている(10頁)が、「信託法80条7受託者が二人以上ある信託においては、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる」。実務的には、申請者に、受託者連絡先の記載を求め、提起提出書類に含めればよい。税法は別の問題。 なお、信託法上存在しない概念を公益信託において必須にする理由がないしリスクもある。信託法上にない「代表受託者」概念の導入が、共同受託者間の権限関係に影響を与えることが考えられる。法人格を持たない信託のために、法人の「代表理事」概念と相似の概念を導入するのであれば、法制化し概念を明確化することが必要ではないか。なお、任意的記載として、モデルやガイドラインで推奨することは問題ない。
15	A-9	委託先	委託についての規制は、きつすぎる。信託業法のような規制はする必要はない。 委託などは、事業運営上、社会の状況・事務処理から臨機応変に対処することが合理的である。一般に、事業を運営する場合には、事務委託・業務委託することは容易に考えられる。 いわゆる丸投げは不適切であるから、その点は事業計画書において確認することは必要ではあるが、それ以上の特定が必要か？ なお、信託業法の場合の規制を踏襲して持つてくるのが一般に妥当とはいえない。 下記のように、公益法人においては特段の規制は存在しない。 (参考)公益法人ガイドライン 「(IV) 当該法人が外部に委託する場合、その全てを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。」53頁、 「なお、法人の関係者や、関係者が役員等を務める法人に対して、資金その他の財産の貸付や、事業の委託その他多額の費用の支出を伴う契約がある場合等には、当該貸付や契約等について説明を求めることがあり得る。この場合において、合理的な説明が得られないときは、「特別の利益」を与えないものであると判断できない可能性がある。」90頁 「② 海外で事業を実施するため、事業者等への委託や助成等を行う場合 ◎ 事業の委託先や助成団体、現地の協力団体等を選定する際の基準を設ける。 ◎ 事業の協力団体や助成団体等が事業を実施した場合、事業の実施状況を確実に確認する。」204頁。
16	A-10	合議制機関	合議制機関を置く場合でも、多様な職務が考えられるから、「人数、選任、任期、報酬」等の詳細は運営規定による旨を記載すればよく、規程の変更も、公益法人と同様に取り扱うべき。 なぜ、公益法人なみ以上に記載を求めるのか根拠は、受託者が一人や二人でもよいという人数が根拠か。その場合、事業内容との関係で、たとえば「技術的能力」の点から機関設置が必要であるのなら、その審査内容の基準として考えればよいが、設置したとしても信託行為への記載を必須にする必要はない。 税法は、従来の信託業界が受託することを基本的前提として考えており、事業型の公益信託にまで目が向いていない。租税特別法上の規制があるからと言って、逆に公益信託法の下位法令に組み込むべきでない。公益法人で税制上の取り扱いがあるのにそれ以上の規制を公益信託で行う必然性がどこにあるかを示さない限り、設置する場合でも、信託行為への記載事項とするべきではない。
17	A-11	信託管理人の職務	必須記載事項ではないことの明確化が必要。「その職務の詳細については、信託行為において明らかにすることが必要であると考えられる」とあるが、信託法上の義務を

			<p>負うことは明らかだが、それ以上に「詳細」を「信託行為において明らかにすることが必要」か。より具体的に記載することは、モデルにおいて推奨されてよいが、記載を必須にすべきではない。</p> <p>ただし、125条のただし書きにある内容、つまり、信託管理人の裁判上の権利や複数信託管理人に関する共同権限行使に関する信託法の規定と異なる内容を想定している場合には、別段の定めでの記載が信託行為に必要な点は明らかにすべき。</p> <p>むしろ、信託法の別段の定めでの点を確認し、内容的に定めが必要な場合には信託行為への記載を確認すべき。</p>	
18	A-12	利益相反行為	<p>利益相反行為に関する記載は、可能性がある場合には記載することが望ましい(ガイドラインで推奨してよい)。</p> <p>ただし、任意的な、個別信託行為の記載によるよりも、信託法第31条2項4号による特別の利害関係等の判断の方が一般性があり重要。この点での措置はできないか。つまり行為に記載されていなくても、実質的に利益相反にならない、という規定が重要。2項4号における受益者規定が33条読みかえ規定によって、言及されていない。この点、法解釈上、信託法261条目的信託規定の読みかえが望ましいが、適用されていない(はずである)。そうであれば、この点での不明確さを、政令・府令で明確化できないか。</p>	19日資料で改善説明
19	A-13	公益信託事務の処理の方法に関する事項	<p>公益法人以上の規制を求めている。公益法人において「定款」に該当する文書が信託行為であるが、定款においてはそのような記載を求めている。「受託者が具体的にどのように処理するかについて、信託行為に明確に規定することを求める。」とあり、かつ「信託財産に係る経理の方法、財産運用の方法、事業計画や財産目録等といった提起提出書類の作成プロセス、関連諸規定を定める場合の制定方法等受託者が処理する方法について幅広く規定することを求める」とあるが、あまりに詳細すぎる。定款の記載と並列的な記載に留めるべきだろう。事業の自由度がなくなる。</p>	
20	A-14	信託報酬	<p>信託報酬についての記載は不可欠で、その点は問題ない。ただし、一方では、当然ながら無報酬を含めての記載であることはガイドラインやモデルでは説明されてよい。英米のチャリタブルトラストのように、また、特活法人の報酬理事3分の1規制もあるように、非営利活動の世界では無報酬は例外ではない。トラスト(信用)に基づく制度であることが、商業信託に慣れている発想からは抜け落ちやすい点に留意すべき。</p> <p>他方では、適切な報酬を前提にした制度利用の拡大を促進する必要もある(この点では信託業法適用除外の論点が重要)。</p> <p>両方に目配りした表現が必要。</p>	
21	認可申請	B-1	<p>総論について、別紙「受託者の能力についての基本的視点等について(岡本)」参照</p>	別添資料
22		B-1	<p>「公益信託の受託者となろうとする者」の範囲は明確か。複数受託者の場合には、申請は、①連名で行う必要があるのか、②「代表受託者」の名前でよいのか、③受託者の一人の申請でよいのか(「信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合」信託法80条4項)であればその分担に基づいている場合も含め。なお、その場合受託者の就任承諾書は必要か、など)</p>	
23			<p>信託財産別の提出書類区別を作成するか、規模別で免除規定をつくるべき。規模別での申請の簡易さを構築すべき。一般にオンライン申請が容易になるように、誓約書等については、チェック欄で代替するなど簡素化になじむ規定に。</p>	
24		B-2-2	<p>事業の裏付けをあまり強く求めるのではなく、事業計画や収支計画を基本的に尊重することを前提にした公益法人レベルでの必要書類にすべき。例えば、寄附計画の具体性・現実性や事業収入の現実性を強く問うことは、事業の革新性を阻害する。特に公益信託の場合、既存法人にない新規事業を作るためのチャレンジの可能性も重要である。この点を含めて判断すべき(B-1 総論参照)。</p>	
25		B-2-3	<p>公益信託の場合には、信託財産の存在が明らかである場合には、基本的にはその財産の範囲内において事業を行うことになるのであって、受託者の財産所有の有無は基本的には問題とならない。受託者の固有財産に関連して、(欠格事由)「第九条1号</p>	19日資料

				<p>ロ 国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの」が法定されている。これ以上を求める場合には、必要最低限度にすべきで、しかも単純に債務超過だから不認可とはならないことを前提にすべき。個人に、源泉徴収票、財産に関する調書、まで求める必要があるとは思われない。</p>	料で改善説明
26	B-2-4	その他経理的基礎を有することを明らかにする書類	<p>事業計画・収支予算において、事業計画の現実性に関して、ア)財政基盤の明確化、は信託財産と事業計画とにおいて一定程度必要だろう。イ)経理処理・財産管理の適正性、は、帳簿等の作成が義務付けられている関係上、きちんとした予算書が出されていればそれで判断できる(事後的には報告書類で確認できる)。ウ)情報開示の適正性の点でも妥当な開示が必要であるが、それは基本的提出書類が出せており、かつそれを行政庁が公開する範囲を決めていくことで代替できるのではないか。</p>		
27	B-3	内閣府令で定める書類	<p>B-1 総論を参照し、受託者個々人と受託者を分ける、事後規制にする、多様な能力をもつ受託者を歓迎する、など、基本的スタンスを変えるべき。</p>		
28	B-3-1	受託者・信託管理人の氏名ほか	<p>略歴は必要なのか。必要な場合にはその他条項で求めればよいが、すべてに必要ではない。</p>		
29	B-3-2	信託管理人就任承諾	<p>他にもあるが、就任承諾していますか、というオンラインチェック欄を作り、そのチェックを確認したうえで、もし虚偽の場合には虚偽記載による認可取り消しと罰則で対応という事後規制の方がよい。 なお、複数受託者の場合も含め、申請者は、受託者名で行う受託者の就任承諾書は必要なのか、申請者の内容と共に確認。</p>		
30	B-3-3	委託先	<p>委託先についての細かい情報収集は不必要。公益法人よりも規制を厳しくする根拠がない。</p>		
31	B-3-4	合議制機関構成員	<p>受託者と下位の委員会とは根本的に異なる。権限はそれぞれの受託者の判断に任せるべきであるし、その運用も機動的にできるようにすべき。公益法人によりも強い規制は不必要。</p>		
32	B-3-5		<p>2号、3号書類が多すぎる。</p>		
33	B-3-7		<p>誓約書については、チェックでよくないか。</p>		
34	B-3-10		<p>チェックでよくないか。</p>		
35	B-3-11		<p>提出書類が拡大しない歯止めは(だから事前にたくさん出させるという応答はないものとして)。</p>		
36	C-1-2	信託財産	<p>信託財産の運用において、株式・外国証券を含むポートフォリオ運用は可能になっていると理解してよいか確認されたい。 信託財産の運用において、適切な資産運用がされない場合には、受託者としての善管義務等に反することになるとすら言われている昨今、prudent investor rule の範囲においては、最大限運用可能であることを、法の範囲内で示すべきである。</p>		
37	C-2-2	上限規制か利子を超える支出か	<p>上限規制ではなく、支出促進規制が望ましい。ただし、「利子等」より広く「運用収益」とすべき。</p>		
38	D	受託者の経理的基礎及び技術的能力	<p>「公益信託事務とは関係のない受託者の財政基盤等についても考慮が必要となる」「公益法人の場合と比べて、経理的基礎及び技術的能力の判断に当たって考慮に入れるべき要素は多い。」などの記述があるが、この論理は公益法人よりも軽量簡便な公益信託の特性を消し去る。</p>		

39	D-1-1	【信託財産及び固有財産における】財政基盤	「受託者法人・個人ともに債務超過を一定のラインとして基準を設けつつ、公益事務の内容・個々の受託者の状況を考慮して、合理的な説明がされた場合には経理的基礎の基準を充足するものとして運用する」「公益事務の内容に応じて、公益信託事務に支障がない程度の財政基盤を必要とする」▶「支障がない程度」とは？	19 日資料で改善
40	D-1-2	分別管理及び経理	分別管理の必要性は明らかで、その用意をしているかを確認すればいい。信託口座は望ましいが、手続き負担が重い(業界に対応を求める可能性もあるかと思う。証券口座も)。少なくとも信託専用口座を受託者が開設することは求められるだろう。	
41	D-1-3	情報の適正な開示	信託法上、複式簿記による財務諸表の作成が必要なので、その能力が必要となる。予算書と報告書類による事後規制にすれば、能力の向上の結果として可能かどうかの判断ができる。 事前規制の必要はないと考えるが、水準としても税理士までいかなくても規模が小さければ(たとえば信託財産2000万以下)簿記2級程度あれば十分。自分に力がなければ、周りの人に助けてもらって義務を果たす可能性も当然ある。他方、信託財産10億を超えるような法人では会計士等の関与を求める可能性も出てくるだろう(現状では5億を超える公益信託は4.8%に過ぎない。2頁の表を参照。なお、信託財産規模による規制は時価・簿価問題が出てくるし、例えば支出規模の方が活動実態を示せるので数年単位での複数のフロー基準が妥当性が高いであろう)。	
42	G	公益信託報酬の支払基準	受託者が「公益事務の遂行のために通常要する人件費、消耗品その他の費用については、公益信託報酬から支出する」42頁、という記載がある。この点は、文脈上は、信託報酬には費用(経費等)が含まれず、基本的に、費用は信託財産から直接支出されることを前提にしたうえで、ただし費用も混ざった形での信託報酬が存在する可能性もあることを確認し、その場合にはその点を明示すべきであるという文脈で理解してよいか。	
43	K-1		総論で触れたように書面提出をオンラインチェックで可能にすべきである。	
44	L+7-2	公益信託管理費用額	信託報酬の位置づけは妥当なように思われる。	
45	L-8	基準割合百分の八十	全体の規律とするのであれば、70%、あるいは75%とすることが妥当と考える。ただし、80%とするのであれば、小規模規模や事業態様によって、70%まで落とす類型を作るべき。他方、規模・内容によっては90%でも妥当でない場合も存在することを前提に実的に妥当性を判断できるとよいが、事業費に対する信託報酬比率とセットでの基準がよいかもしれない。 なお、もちろん単年度で見るとはなく、中期的にこの比率の達成度を把握することが妥当である。 認定特活法人は収益事業もありながら80%規制があり、他方公益法人では収益事業がない法人でも50%規制である。ちなみに、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf では、間接経費は直接経費の3割なので77%が直接経費割合。 必ずしも統一的な法的規制があるとも言えない。 しかし、下記公益法人データでは15.6%の法人が80%を達成できていない。また、一般に資産規模が小さい法人は法人会計比率が高い傾向がみられる。 これらから、単一の基準を導き出す合理的根拠必ずしも明確とは言えないとはいえ、公益法人よりも規模が小さいと想定される公益信託においては、相対的に管理費割合が大きくなる可能性がある。管理費割合は少ない方がいいとはいえるものの、現状では公益法人で、15.6%ほどの法人が満たせない基準を決めるのは妥当ではないだろう。 制度発足後の状況を見て、管理費割合に関するデータを蓄積したうえで8割まで可能性があればあげてみることを考えてもいいのではないかと。政策的に初めから社会的信用性をあげるために絞る可能性はあるが、実態把握が先ではないかと。	

(参考)算定のため、公益法人の実態についての簡易的な資料を作成し、判断資料とすることにした。

令和 5 年活動報告によれば、収益事業をしていない 5403 法人の公益目的事業比率平均は 89.6%である。この点からすると、80%は妥当な線のように見える。

しかし、15.6%の法人は 80%以下で、下位 10 分位数は、75.1%であり、80%を達成できていない。つまり、下位 1 割は 75%でぎりぎりクリアできる水準となっている。

念のため、資産規模別で見たところ、明確な相関は見いだせないが、第 5, 5 分位平均は 91.9%、第 1, 5 分位平均は、86.9%、第 1, 10 分位平均は、83.3%であり、規模が小さい場合に公益目的事業比率が下がる傾向がある。

UK Civil Society Almanac 2022 でも、ガバナンス費用は小規模であればあるほど比率が増えることが見て取れる(ただし、最小区分でも 6.7%、ファンドレイズ費用を併せても、12.8%ほどである)。

+++

令和 5 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」から(岡本の試算なので、確認が必要)

収益事業を行っていない公益法人について、平均及び、資産額 5 分位ごとの平均公益目的事業比率・10 分位最下位平均、及び公益目的事業比率 5 分位数、10 分位数等

	公益目的事業比率 (%) 資産額分位内平均	公益目的事業比率 (分位 数別) (%)
平均	89.6	
下位 10 % (10 分位)	83.3	75.1
5 分位 第 1	86.9	82.6
5 分位 第 2	90.9	90.5
5 分位 第 3	89.5	95.5
5 分位 第 4	88.7	98
5 分位 第 5	91.9	164.5
80%順位	8 4 5 - 8 5 2	総数 5,403
80%以下	15.6%	

UK Civil Society Almanac 2022 DATA. TRENDS. INSIGHTS.

Published: 18 October 2022 より岡本作成

<https://www.ncvo.org.uk/news-and-insights/news-index/uk-civil-society-almanac-2022/financials/>

2019/20	Micro and small 1930 万円 以下	Medium 1 億 9300 万円以下	Large 19 億以下	Major 193 億以下	Super- major 193 億以上
Charitable activities	63.8	75.2	71.9	68.9	70.7
Grants	23.5	12.7	12.9	16.2	17.0
Governance	6.7	2.5	0.7	0.6	0.0
Activities for raising funds	6.1	9.6	14.6	14.2	12.3

- **Micro, small, and medium-sized organisations spent a lower proportion on activities for raising funds than larger organisations. They also spent a higher share on governance costs. Micro and small organisations in particular also spent a higher percent on grants (23%).**

なお、1 ポンドは、195 円として計算。

46 N+1 三か月以内作

			成備置書類	
47	N+1 -1 イ			<p>社員の氏名など不必要。また、登記簿を見ればわかることを重ねて公開させる負担を増やす必要はない。</p> <p>公益法人では「数その他の状況」であるのに、「数及び氏名又は名称その他の状況」になっている。たとえば、公益社団法人隊友会、公益社団法人自衛隊家族会、公益社団法人大阪府看護協会は5万人以上の社員がいるが本気で公開するのか。</p> <p>財団の場合は「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(社員総会、株主総会その他これらに準ずる機関)は、理事会と評議員会?、その氏名(登記簿や行政公開情報を見れば分かる場合は、3号4号で不必要という理解でよいか)</p> <p>公益法人認定法規則では、「公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由」があるが、ないのはなぜか。法人の役員報酬問題は、受託者報酬問題に類似するはず。寄附の場合であれば、その基本情報心報は、管理費比率、役員報酬、寄附募集費用比率等だが、寄附者向けの情報であるならそういうものを分かりやすく、整理した情報公開が必要だろう。</p>
48	ハ			組織図は、信託業務に係る部分だけでよいのではないか。
49	ニ			受託者法人の「貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容」。これは提出義務がある法人の場合には提起提出書類でよいのか。3号4号で不必要という理解でよいか
50	ヘ			受託者の職業に関する事項は必要? 公開対象だが。
51	M+5	寄附		<p>公益法人にはない政令委任だが、立法事実は何か? 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が既に存在しているが、さらに必要なのか。</p> <p>「寄附者」とあるが、法には「寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者」が対象とされている。この点よいか。</p> <p>この規定のモデルは、貸金業や保険業法にあるようだが(例えばニは、儲かります、ということ告げるような行為が前提とされているはず)、寄附にも適用するのか。罰則規定のある条文の内容だが、他の法との関係で練れているのか、必要なのか。</p>